

令和5年7月1日 道路交通法改正



特定小型原動機付自転車に係る 主な交通ルール

1 特定小型原動機付自転車とは

- 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいます
- 道路交通法施行規則で定める基準は次のとおりです。

【車体の大きさ】

長さ： 190センチメートル以下 幅 ： 60センチメートル以下

【車体の構造】

- 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- AT機構がとられていること。
- 道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。

※ 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年7月1日）前に製作されたものについては、令和6年12月23日までの間、最高速度表示灯の取付けが猶予されています。令和6年12月23日までの間、最高速度表示灯が取り付けられていない場合は、代わりに型式認定番号標又は性能等確認済シール若しくは特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識（ナンバープレート）を表示している必要があります。



- これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車にはなりません。

2 特例特定小型原動機付自転車とは

- 特例特定小型原動機付自転車とは、特定小型原動機付自転車のうち、次のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引^{けん}していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいいます。
 - (1) 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道又は路側帯を通行することができるものであることを最高速度表示灯（※）を点滅させることにより表示していること。

※ 道路運送車両の保安基準第66条の17第2項及び第3項の基準に適合する最高速度表示灯でなければならない。
 - (2) (1)の表示をしている場合においては、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること。
 - (3) (1)、(2)のほか、車体の構造が歩道又は路側帯における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして次の要件を満たすものであること。
 - ① 側車を付していないこと。
 - ② ブレーキが走行中に容易に操作できる位置にあること。
 - ③ 鋭利な突出部がないこと。
- 令和6年12月23日までの道路運送車両の保安基準上の経過措置により、最高速度表示灯を取り付けていない特定小型原動機付自転車は、(1)の要件を満たさないことから、特例特定小型原動機付自転車にはなり得ず、歩道又は路側帯を通行することができません。

3 特定小型原動機付自転車を運転することができる者

- 特定小型原動機付自転車を運転するのに運転免許は不要ですが、16歳未満の者が運転することは禁止されています。

【罰則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

- また、特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれのある16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。

【罰則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

4 特定小型原動機付自転車の通行場所

○ 車道通行の原則

特定小型原動機付自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では左側端に寄って通行しなければなりません。

車両通行帯の設けられた道路においては、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【主な関係道路標識】

「特定小型原動機付自転車・
自転車専用」



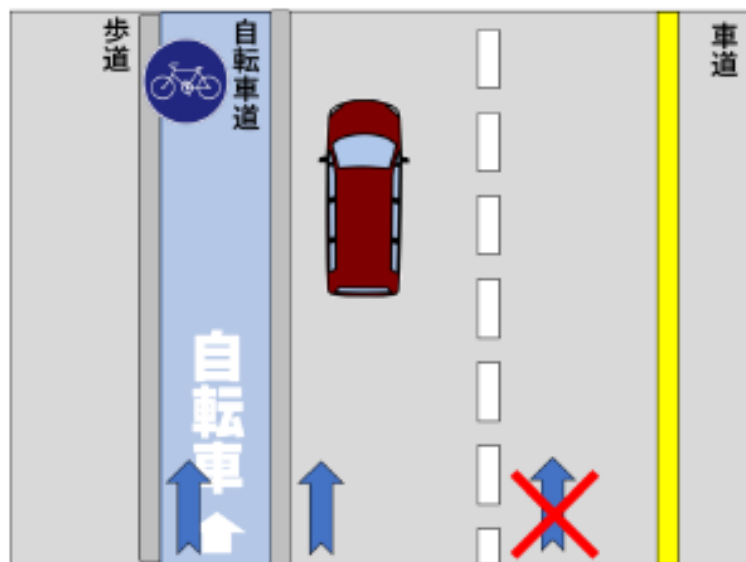
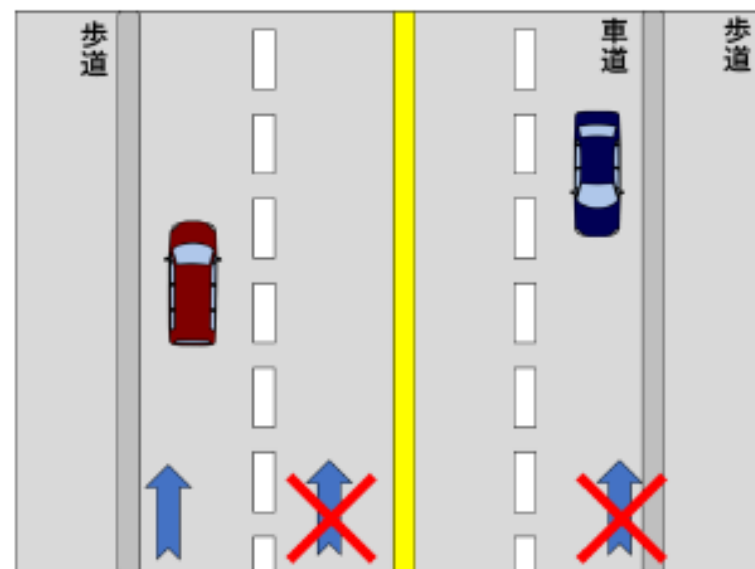
「特定小型原動機付自転車・
自転車一方通行」



「普通自転車専用通行帯」



【通行場所のイメージ】



4 - 1 特例特定小型原動機付自転車の通行場所

特例特定小型原動機付自転車は、道路標識等により歩道を通行できるとされているとき（※）は、その歩道を通行することができます。

※ 「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等を指します。

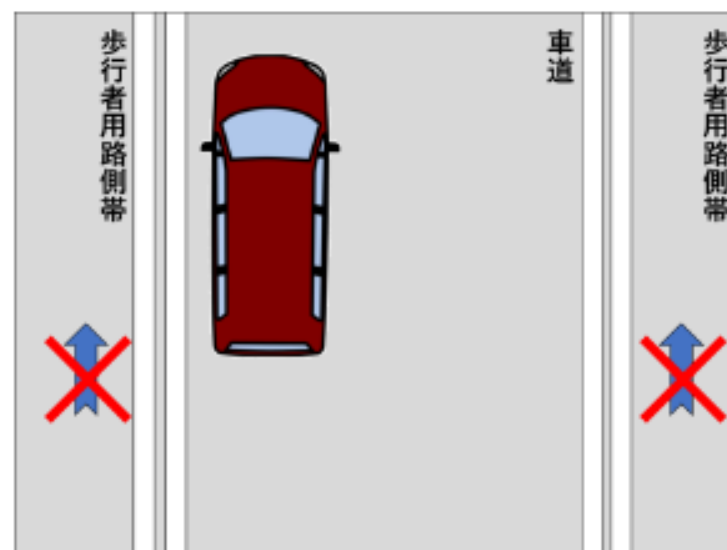
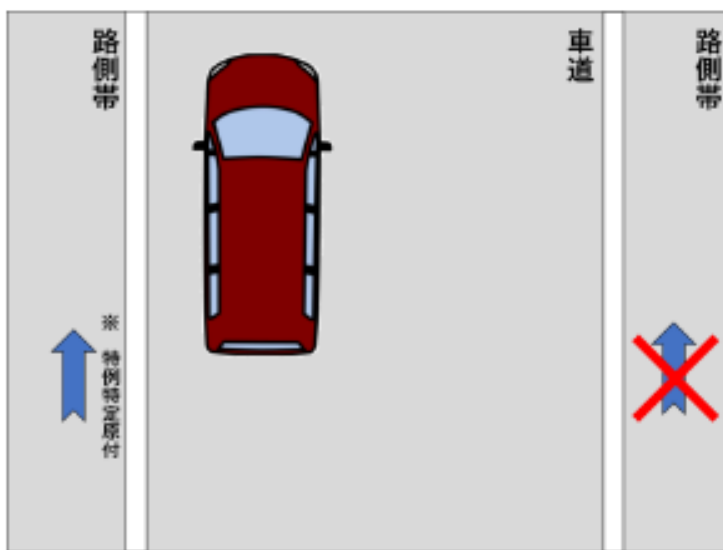
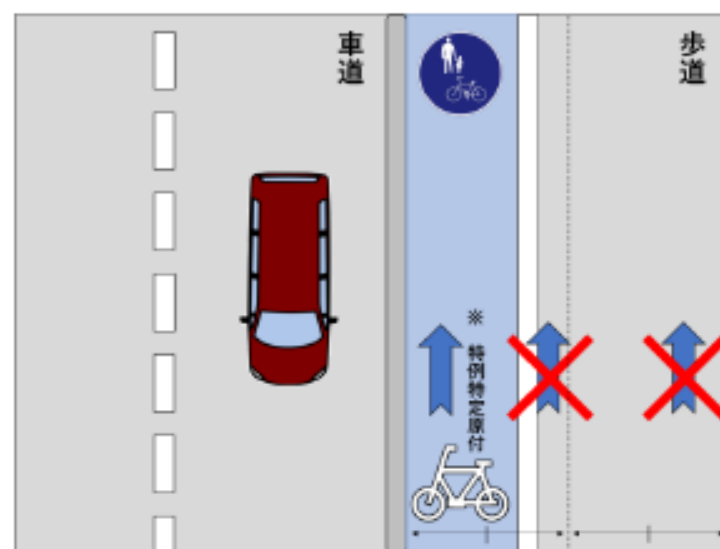
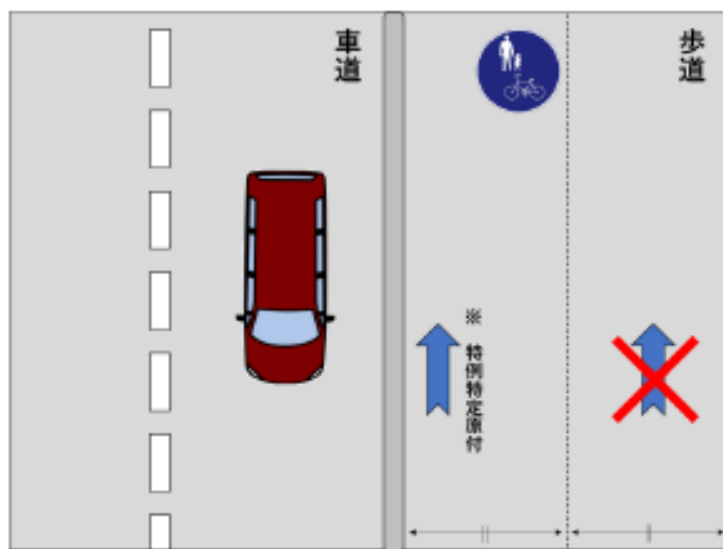
歩道を通行するときは、その歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、その部分）を徐行して通行しなければなりません。ただし、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます）。

また、**特例**特定小型原動機付自転車は、道路の左側に設けられた路側帯（歩行者用路側帯を除く。）を通行することができますが、歩行者の通行を妨げてはいけません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

（普通自転車通行指定部分がない場所において、**特例**特定小型原動機付自転車で歩道の中央から車道寄りの部分以外を通行した場合等）

【通行場所のイメージ】



5 道路を通行する上での主な交通ルール

○ 信号機の信号等に従う義務

特定小型原動機付自転車は、道路を通行する際は信号機の信号等に従わなければなりません。

特に、次の場合には、歩行者用信号機に従わなければなりません。

- ・ 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合
- ・ **特例** 特定小型原動機付自転車が横断歩道を進行して道路を横断する場合

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

 青色の灯火	特定小型原動機付自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
 黄色の灯火	特定小型原動機付自転車は、停止位置から先へ進んではいけません。しかし、黄色の灯火に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
 赤色の灯火	特定小型原動機付自転車は、停止位置を越えて進んではいけません。交差点で既に左折している場合は、そのまま進むことができます。交差点で既に右折している場合は、右折している地点で停止していなければなりません。

 人の形の記号のある 青色の灯火	横断歩道を進行する<u>特例</u>特定小型原動機付自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。 歩 行 車 者 専 用 特定小型原動機付自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
 人の形の記号のある 青色の灯火の点滅	横断歩道を進行しようとする<u>特例</u>特定小型原動機付自転車は、横断を始めてはいけません。 歩 行 車 者 専 用 特定小型原動機付自転車は、横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
 人の形の記号のある 赤色の灯火	横断歩道を進行しようとする<u>特例</u>特定小型原動機付自転車は、横断を始めてはいけません。 歩 行 車 者 専 用 特定小型原動機付自転車は、横断を始め、又は停止位置を越えて進んではいけません。 交差点で既に左折している特定小型原動機付自転車は、そのまま進むことができ、交差点で既に右折している特定小型原動機付自転車は、その右折している地点で停止していなければなりません。
 青色の灯火の矢印	特定小型原動機付自転車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができます。しかし、右向きの矢印の場合には、進むことができません。
 黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができますが、特定小型原動機付自転車は、進んではいけません。
 黄色の灯火の点滅	特定小型原動機付自転車は、他の交通に注意して進むことができます。
 赤色の灯火の点滅	特定小型原動機付自転車は、停止位置で一時停止しなければなりません。

5 道路を通行する上での主な交通ルール

○ 通行の禁止

特定小型原動機付自転車は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

【主な関係道路標識】

「通行止め」



「車両通行止め」



「車両進入禁止」



「特定小型原動機付自転車・
自転車通行止め」



「指定方向外進行禁止」



「一方通行」



「特定小型原動機付自転車・
自転車一方通行」



5 道路を通行する上での主な交通ルール

○ 急ブレーキの禁止

特定小型原動機付自転車の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、車両を急に停止させ、又は急激に減速させるような急ブレーキをかけてはなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 道路外に出る場合の方法

特定小型原動機付自転車は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければなりません。

また、特定小型原動機付自転車は、道路外に出るため右折するときであっても、道路の中央（当該道路が一方通行の場合は右側端）に寄って通行してはいけません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

○ 道路の横断等の禁止

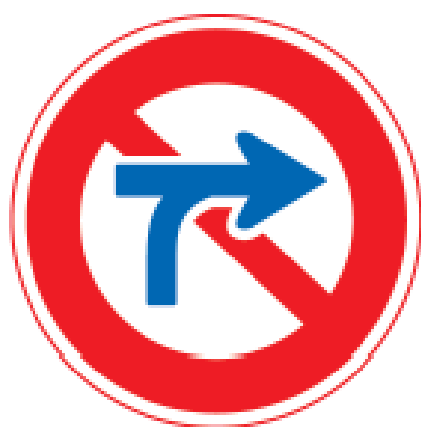
特定小型原動機付自転車は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路の横断や転回又は後退をしてはいけません。

また、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはいけません。

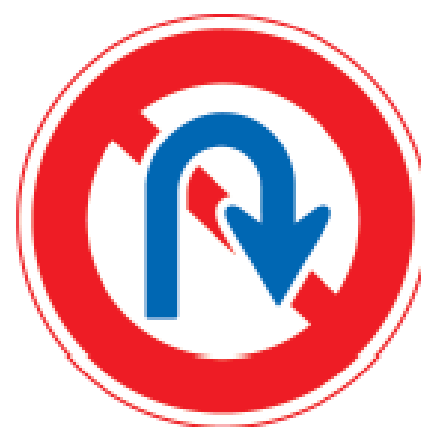
【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【主な関係道路標識・道路標示】

「車両横断禁止」



「転回禁止」



○ 車間距離の保持

特定小型原動機付自転車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにも、追突することがないようにするために必要な距離を保たなければなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金等

○ 追越しの方法

特定小型原動機付自転車は、他の車両を追い越そうとするときは、その車両の右側を通行しなければなりません。ただし、他の車両が右折のため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければなりません。

追い越しの際は、反対の方向又は後方からの交通及び追い越す車両の前方の交通にも十分注意し、かつ、追い越す車両の速度及び進路、道路の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 乗合自動車の発進の保護

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして方向指示器等により合図をした場合においては、その後方にある特定小型原動機付自転車は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、乗合自動車の進路の変更を妨げてはなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金

○ 割り込み等の禁止

特定小型原動機付自転車は、前方にある車両が交差点や踏切等で停止や徐行をしているときは、その前方にある車両の側方を通過して当該車両の前方に割り込み、又はその前方を横切ってははいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金

○ 踏切の通過

特定小型原動機付自転車は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線があるときは、その直前）で停止し、かつ、安全であることを確認しなければなりません。

踏切に信号機がある場合は、信号に従って進行することができます。

踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、踏切に入ってははいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 左折又は右折の方法

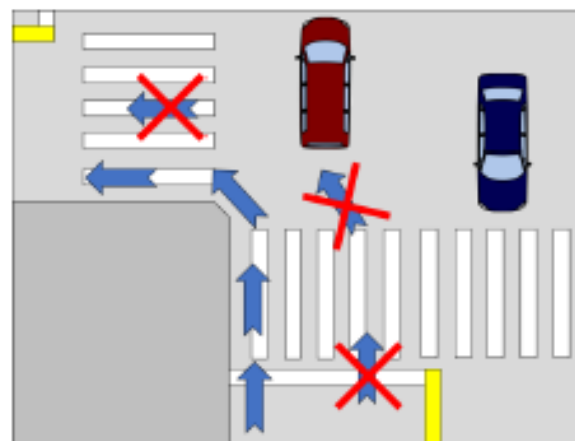
特定小型原動機付自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければなりません。

また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません（いわゆる「二段階右折」をしなければなりません）。

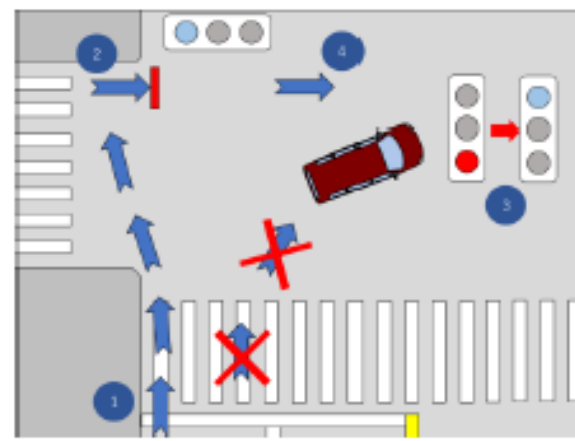
右折する場合において、交差点において直進し又は左折しようとする車両等があるときは、その進行妨害をしてはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金等

左折の方法の例



右折の方法の例



○ 交差点の通行方法

特定小型原動機付自転車は、信号機がない交差点等においては、通行している道路と交差する道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路）であるとき、又は交差する道路の道幅が通行している道路の道幅よりも明らかに広いものであるときは、交差する道路を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければなりません。

それ以外ときには、通行している道路と交差する道路を左から進行してくる車両の進行妨害をしてはいけません（いわゆる「左方優先」）。

また、交差点内に入ろうとするとき、交差点内を通行するときは、交差点の状況に応じ他の車両や歩行者に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 歩行者等の優先

特定小型原動機付自転車は、横断歩道又は自転車横断帯に接近する場合には、横断歩道により道路を横断しようとする歩行者や自転車横断帯により道路を横断しようとする自転車がないことが明らかな場合を除き、その横断歩道等の直前（停止線がある場合には、その直前）で停止することができるような速度で進行しなければなりません。

この場合において、横断歩道等により横断しようとする歩行者等がいる場合には、その横断歩道等の直前（停止線がある場合には、その直前）で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければなりません。

また、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 緊急自動車の優先

特定小型原動機付自転車は、交差点又はその付近において、緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合には右側）に寄って一時停止しなければなりません。

それ以外の場所で緊急自動車が接近してきたときは、道路の左側に寄って、進路を譲らなければなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金

○ 徐行すべき場所

特定小型原動機付自転車は、道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点、道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂を通行しようとするときは、徐行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【主な関係道路標識】

「徐行」



○ 一時停止すべき場所

特定小型原動機付自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合には交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【主な関係道路標識】

「一時停止」



○ 駐停車が禁止されている場所

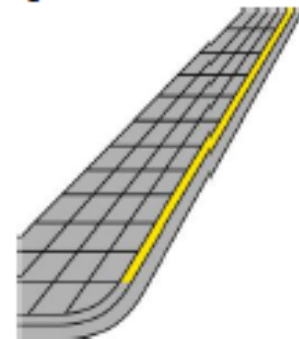
特定小型原動機付自転車は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分のほか、次に掲げるその他の道路の部分においては、原則として停車し、又は駐車してはいけません。

- 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

【罰則】 15万円以下の罰金等

【主な関係道路標識・道路標示】

「駐停車禁止」



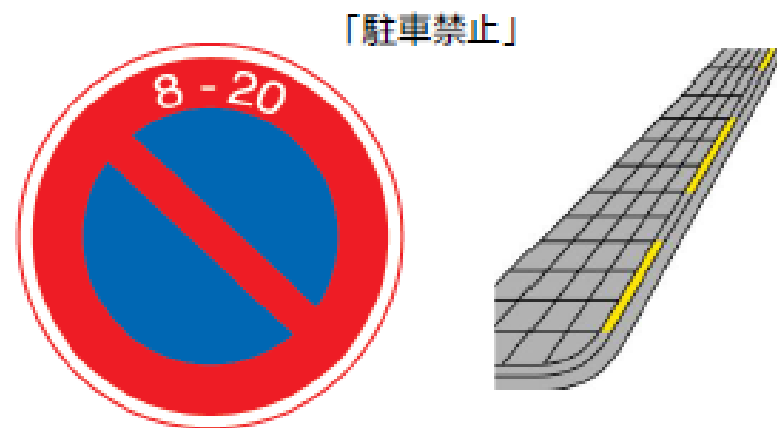
○ 駐車が禁止されている場所

また、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分のほか、次に掲げるその他の道路の部分においては、原則として駐車してはいけません。

- 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分
- 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽^{そう}の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽^{そう}の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 火災報知機から1メートル以内の部分

【罰則】 15万円以下の罰金等

【主な関係道路標識・道路標示】



○ 停車又は駐車の方法

特定小型原動機付自転車は、乗降や貨物の積卸しのための停車や駐車をするときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければなりません。

車道の左側端に接して路側帯（道路標示によって駐停車が禁止されているもの及び歩行者の通行の用に供する路側帯で幅が0.75メートル以下のものを除く。）が設けられている場所で駐停車をするときは、次の方法により、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければなりません。

○ 歩行者の通行の用に供する路側帯に入って駐停車をする場合

当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行のため0.75メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入った場合においてもその左側に0.75メートルを超える余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。

○ 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入って停車し、又は駐車する場合

当該路側帯の左側端に沿うこと。

【罰則】 15万円以下の罰金等

○ 夜間のライト点灯等

特定小型原動機付自転車は、夜間、道路を通行するときは、前照灯と尾灯を点灯しなければなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金

○ 合図

特定小型原動機付自転車の運転者は、左折又は右折や進路変更等をするときは、方向指示器等により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまでその合図を継続しなければなりません。

左折又は右折をするときには、その行為をする地点から30メートル手前の位置、進路変更をするときには、その行為をする時の3秒前のときに合図を行います。これらの行為が終わったときは、その合図をやめなければならず、また、これらの行為をしないにもかかわらず、合図をしてはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金

○ 警音器の使用

特定小型原動機付自転車の運転者は、道路標識等により指定された場所や、道路標識等により指定された区間内で、左右の見通しのきかない交差点や曲がり角、上り坂の頂上を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければなりません。

上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、警音器を鳴らしてはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金等

【主な関係道路標識】

「警笛鳴らせ」
「警笛区間」



○ 二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金等

○ 整備不良車両の運転の禁止

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により定められた基準等に適合しない特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

○ 酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることとなるおそれがあるものに対し特定小型原動機付自転車を提供したり、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し酒類を提供し、又は飲酒をすすめたりしてはいけません。

加えて、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはいけません。

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等



○ 共同危険行為等の禁止

特定小型原動機付自転車の運転者は、道路において2台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはいけません。

【罰則】 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○ 安全運転の義務

特定小型原動機付自転車の運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



○ 運転者の遵守事項

特定小型原動機付自転車の運転者は、次に掲げる事項等の道路交通法や都道府県公安委員規則により定められた事項を守らなければなりません。

- ・ 高齢者、身体障害者等の通行に支障がある人が通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること
- ・ 通学通園バス等の側方を通過するときに、徐行して安全を確認すること
- ・ 車両が停止しているときを除き、スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視したりしないこと
- ・ 道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

【罰則】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金等

○ 乗車用ヘルメットの着用

特定小型原動機付自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

○ 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに特定小型原動機付自転車の運転を停止して、負傷者を救護して、道路における危険を防止するなど必要な措置を講じなければなりません。

また、警察に事故の内容等を連絡しなくてはなりません。

【罰則】 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

特定小型原動機付自転車に関する 主な道路標識・道路標示

※ 詳細は別紙参照

道路標識の名称	表示する意味
特定小型原動機付自転車・ 自転車通行止め	 特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。
特定小型原動機付自転車・ 自転車専用	 ・ 自転車道であること。 ・ 自転車専用道路であること。 ・ 特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車両及び歩行者等の通行を禁止すること。
普通自転車等及び歩行者等 専用	 ・ 自転車歩行者専用道路であること。 ・ 特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車両の通行を禁止すること。 ・ 特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができること。
特定小型原動機付自転車・ 自転車一方通行	 標示板の矢印が示す方向の反対方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。
普通自転車専用通行帯	 車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車専用通行帯を指定し、かつ、特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。

道路標示の名称	表示する意味
歩行者用路側帯 	路側帯における <u>特例</u> 特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。
特例特定小型原動機付自転車 ・普通自転車歩道通行可 	<u>特例</u> 特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができること。
特例特定小型原動機付自転車 ・普通自転車の歩道通行部分 	<u>特例</u> 特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとし、かつ、 <u>特例</u> 特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分を指定すること。

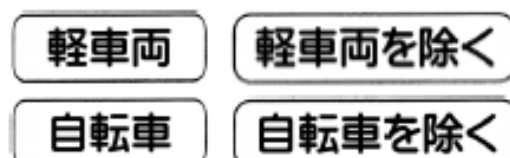
○ 略称について

道路標識・道路標示では、特定小型原動機付自転車は「特定原付」、特例特定小型原動機付自転車は「特例特定原付」という略称が用いられることがあります。

○ 補助標識について

本標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、普通自転車が交通規制の対象であること（対象でないこと）を示すもの（※1）については、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（対象でないこと）を示します（※2）。ただし、特に区別する必要がある場合に限り、別に示されます。

※1（例）



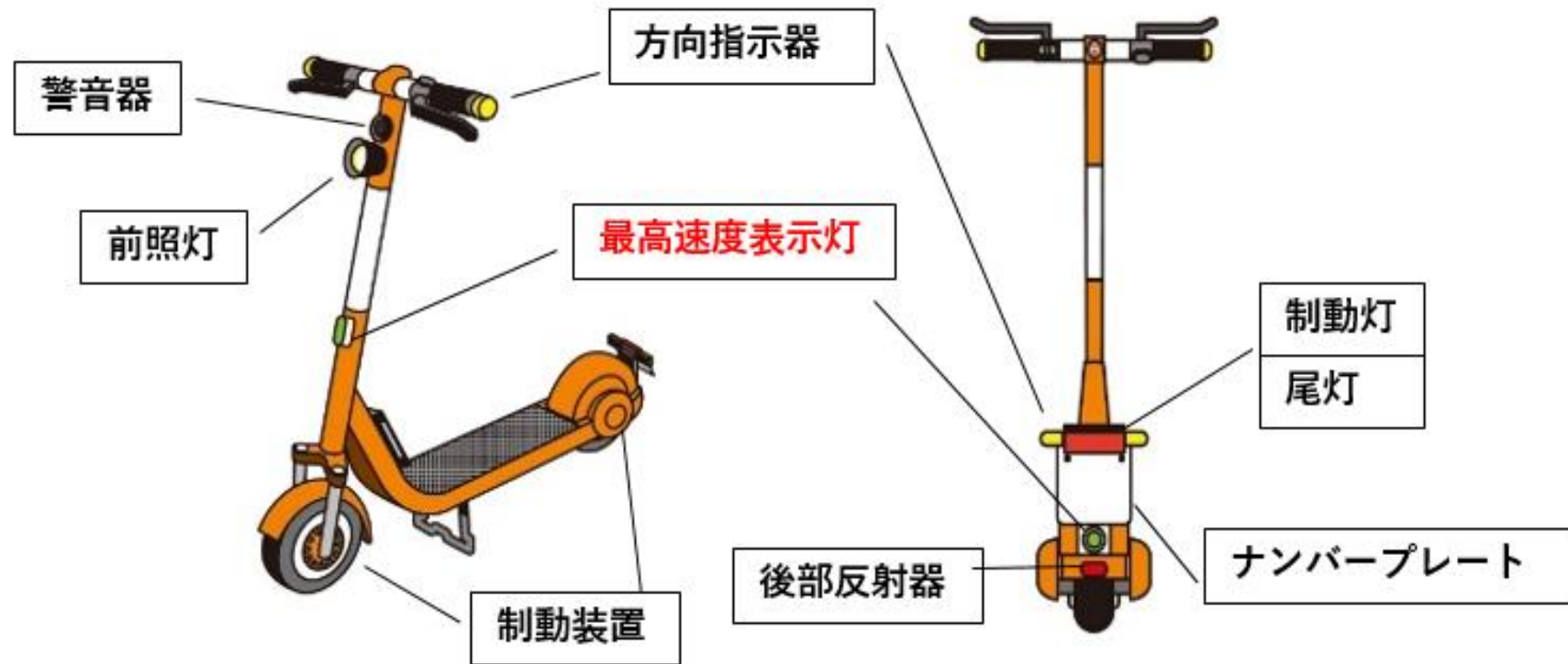
※2（例）



例えば、本規制が実施された道路は、普通自転車と同様に、特定小型原動機付自転車も通行することができます。

電動キックボード

公道走行するために必要な装置



※ 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入も必要

電動キックボードの交通方法等

原動機付自転車

一般原動機付自転車

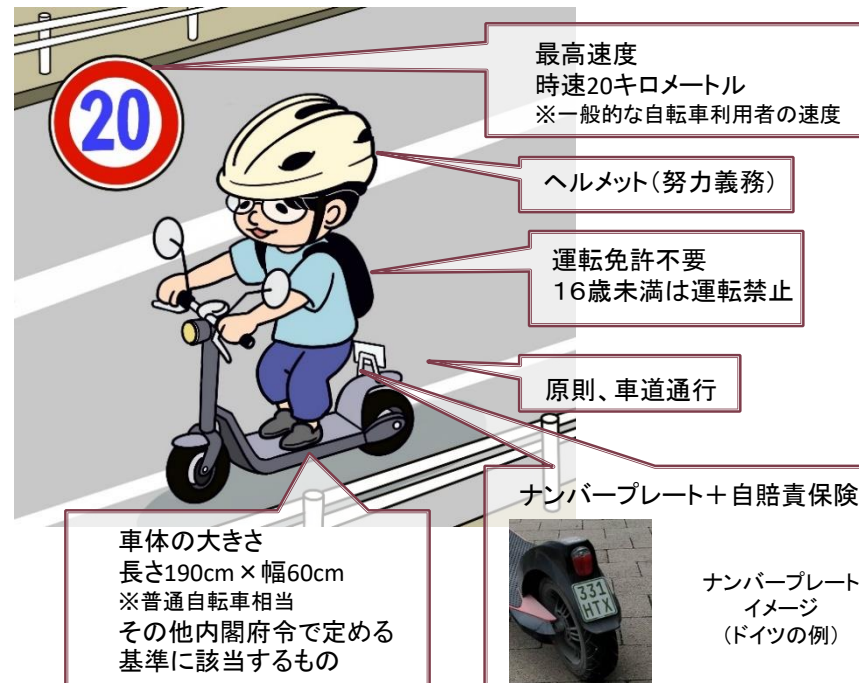


従来の原動機付自転車と同じ

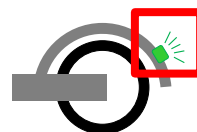


原動機付自転車のナンバープレート
(市町村が発行)

特定小型原動機付自転車



歩道通行時(6km/h以下)※自転車通行可の歩道のみ



国土交通省が保安基準と
して検討中の表示イメージ

点滅灯火の設置を新たに義
務付け、車道走行時の青色か
ら歩道走行時には緑色に変化
させる。

特定小型原動機付自転車などの交通方法等 (令和5年7月1日から)

			原動機付自転車		
車両区分			一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等			総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下	
車体の大きさ	長さ		2.5m以下	1.9m以下	
	幅		1.3m以下	0.6m以下	
	高さ		2.0m以下	-	
運転免許			原動機付自転車を運転する ことができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)	
最高速度			30km/h	20km/h	6 km/h
最高速度表示灯※			-	緑色点灯	緑色点滅
乗車用ヘルメット			必要	必要（努力義務）	
ナンバー登録			必要	必要	
自賠責保険			必要	必要	
通行場所	歩道（普通自転車等 及び歩行者等専用）		×	×	○
	自転車道		×	○	-
	専用通行帯		×	○	-
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯		×	×	×

※令和5年7月1日以降に製作されたものに限る